

公 告 書

公告 第 372 号
令和 6 年 8 月 28 日

規程制定（廃止）について

令和 6 年 8 月 1 日から、被保険者証の廃止および、健康保険組合連合会規程例に沿って当健康保険組合の規程を以下のとおり変更する。

廃止規程： 組合会議員選挙規程 健康保険組合会議規程
健康保険被保険者証管理規程 高額療養費資金貸付金規程
出産費資金貸付金規程
制定規程： 組合会議員選挙規程 健康保険組合会議規程
高額療養費資金貸付金規程 出産費資金貸付金規程

サンデン健康保険組合
理事長 大月 孝宏



組合会議員選挙執行規程

サンデン健康保険組合

組合会議員選挙執行規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 組合会の互選議員（以下「議員」という。）の選挙に関しては健康保険法、同法施行令及び規約に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 選挙期日

(総選挙)

第2条 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終わる日の翌日に行なう。ただし、特別の事情がある場合には、議員の任期が終わる日の後10日以内に行うことができる。

2. 理事会は、総選挙の期日を定め、理事長は少なくとも10日前にこれを公告しなければならない。

(その他の選挙)

第3条 前条第2項の規定は、再選挙、補欠選挙および増員選挙の場合においても同様とする。

第3章 選挙人名簿

(選挙人名簿の調製)

第4条 理事長は、投票区ごとに選挙人名簿を選挙期日前10日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。

ただし、特別の事情がある場合には、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。

2. 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、被保険者等記号・番号および性別を記載しなければならない。

3. 選挙人名簿は、第14条の規定により投票区を定めた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。

4. 第1項の選挙人名簿を調製した日から選挙期日の前日までに選挙人に異動を生じたときは、理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。

(選挙人名簿の様式)

第5条 選挙人名簿は、別記第1号様式により調製しなければならない。

(選挙人名簿の送付)

第6条 理事長は、投票の期日の前日までに、投票区の区域にかかる選挙人名簿を選挙長又はその投票区の投票管理者に送付しなければならない。

第4章 候補者

(立候補の届出等)

第7条 議員の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告があった日から、選挙の期日前5日までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。

2. 前項の届け出をする場合においては、被保険者である組合員5人以上の推薦者があることを要する。
3. 選挙長は、第1項の届け出を受理しようとする場合においては、その者の被選挙権の有無を確認し、その旨を理事長に報告しなければならない。

(立候補届出の特例)

第8条 前条第1項の期間内に届出のあった議員候補者が、その選挙における議員の定数をこえる場合において、その期間を経過した後議員候補者が死亡し、又は議員候補者であることを辞したときは、同条の例によって選挙の期日前2日目までに候補者の届出をすることができる。

2. 議員候補者は、選挙の期日の前日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

(立候補の届出書等)

第9条 前2条の立候補の届出は、立候補届出書（別記第2号様式）により行わなければならない。

2. 前条第2項の立候補辞退の届出は、立候補辞退届出書（別記第3号様式）により行わなければならない。
3. 前2項の届出を受理したときは、選挙長は、これを理事長に通知し、届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

(立候補の公告等)

第10条 前条の通知を受けたとき又は議員候補者の死亡を知ったときは直ちにその旨公告しなければならない。

(選挙事務関係者の立候補制限)

第11条 議員候補者を下の各号に選任してはならない。

1. 選挙長
2. 選挙立会人
3. 投票管理者
4. 投票立会人

第5章 投票

(投票立会人)

- 第 1 2 条 選挙長又は投票管理者は、各投票所ごとに選挙人（議員候補者を除く。）の中から、本人の承諾を得て、1 人以上の投票立会人を選任し、その選挙の期日前 3 日までに本人に通知しなければならない。
2. 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても、1 人に達しないとき、又その後 1 人に達しなくなったときは、選挙長又は投票管理者は、その選挙区又は投票区における選挙人名簿に登録された者の中から 1 人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

(投票所)

- 第 1 3 条 投票所は、理事会の指定した場所に設ける。
2. 投票所は、午前 9 時に開き、午後 2 時に閉じる。
3. 理事長は、選挙の期日から少なくとも 10 日前に、投票所の場所及び開閉時間を公告しなければならない。

(投票区)

- 第 1 4 条 理事会は、規約第 10 条第 1 項の後段の規定により 2 以上の投票所を設ける場合には、その投票所において投票すべき選挙人の範囲（以下「投票区」という。）を定めなければならない。
2. 前項の規定により投票区を定めたときは、理事長は、前条第 3 項の公告と合わせて当該投票区を公告しなければならない。

(投票所等の公告の失効)

- 第 1 5 条 天災地変その他やむを得ない事由により選挙を行うことができない場合においては、前 2 条の公告はその効力を失う。

(投票所の場所の変更)

- 第 1 6 条 天災地変その他やむを得ない理由により、第 13 条第 3 項の規定によって公告した投票所の場所を変更したときは、選挙の当日を除く外、理事長は、直ちにその旨を公告してその選挙を行わせることができる。

(入場券)

- 第 1 7 条 選挙長は、選挙の際必要があると認める場合においては、あらかじめ選挙人に入場券を交付することができる。

(選挙当日選挙権のない者の投票)

第 18 条 選挙の当日、被保険者の資格を有しない者は、投票をすることができない。

(投票所における投票)

第 19 条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿の対照を経て、投票をしなければならない。

(郵便による投票)

第 20 条 投票所から遠隔の地又は交通不便の地に勤務する選挙人は前条の規定にかかわらず、郵便で投票することができる。この場合においては、理事会はその選挙人の範囲を定め、理事長はこれを公告しなければならない。

2. 郵便による投票に用うる投票用封筒は別記第 4 号様式により調製しなければならない。

(投票記載の場所の設備)

第 21 条 理事長は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票箱の構造)

第 22 条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、かつ、その上部のふたに各異なった 2 以上の錠を設けなければならない。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第 23 条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第 24 条 選挙長又は投票管理者は、選挙の当日、投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿と対照して確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならない。

2. 投票用紙は、別記第 5 号様式により調製しなければならない。

(選挙人の確認および宣言)

第 25 条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を投票立会人の面前において宣言させなければならない。

2. 前項の規定による宣言は、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせた上、選挙人にこれを署名させなければならない。

(投票用紙の引換え)

第26条 選挙人は、誤って投票用紙を汚損した場合には、選挙長又は投票管理者に対して、その引換えを請求することができる。

(投票用紙の記載事項及び投函)

第27条 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら議員候補者1人の氏名を記載して、選挙長及び投票管理者又は投票立会人の面前において、自らこれを投票箱に入れなければならない。

(退出せしめられた者の投票)

第28条 第34条の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票することができる。ただし、選挙長又は投票管理者は、投票所の秩序をみだすおそれがないと認める場合においては、投票をさせることができる。

(投票用紙の返付)

第 29 条 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は第 34 条の規定によって退出を命ぜられた選挙人は、投票用紙を選挙長又は投票管理者に返さなければならない。

(投票箱の閉鎖)

第 30 条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、選挙長又は投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を閉ざし、投票所にある選挙人の投票の決了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。

2. 選挙長は、第 20 条に規定する郵便による投票を受けたときは、前項の投票箱の閉鎖に先だって、投票立会人の面前において封筒を開き、直ちに当該投票に係る投票用紙を投票箱に入れなければならない。

3. 何人も、投票箱の閉鎖後は投票することができない。

4. 第 1 項の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合においては、選挙長又は投票管理者は、投票箱のふたを閉じ、錠をかけた上、錠のうちその 1 の錠は選挙長又は投票管理者が保管し、他の錠は投票立会人が保管しなければならない。

(投票箱等の送致)

第 31 条 投票管理者は、投票立会人とともに、投票の当日、その投票箱、投票録及び選挙人名簿を選挙長に送致しなければならない。

(投票箱の持出しの禁止)

第 32 条 投票箱は、ふたを閉じた後は、選挙長に送致する場合のほか投票所の外に持ち出してはならない。

(投票所に入出し得る者)

第 33 条 選挙人、投票所の事務に従事する者又は投票所を監視する職権を有する者でなければ、投票所に入ることができない。

(投票所における秩序保持)

第 34 条 投票所において演説討論をし、若しくは、けん騒にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、選挙長又は投票管理者は、これを制止することができる。この場合においてその制止を受けた者が従わないときは投票所外に退出させることができる。

(投票録の様式)

第 35 条 投票録は、別記第 6 号様式により調製しなければならない。

第6章 開票及び選挙会

(開票日)

第36条 開票は、投票の当日（又はその翌日）すべての投票箱の送致を受けた日（又はその翌日）に行なう。

(開票事務と選挙会事務との合同)

第37条 選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合わせて行なうものとする。

(選挙立会人)

第38条 選挙長は、選挙人（議員候補者を除く。）の中から本人の承諾を得て、1人以上の選挙立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

2. 選挙立会人で参会する者が選挙会場を開くべき時刻になっても1人に達しないとき、又はその後1人に達しなくなったときは、選挙長は、その選挙区における選挙人名簿に登録された者の中から1人に達するまでの選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙に立ち会わせなければならない。

(開票及び選挙会の開催場所及び日時)

第39条 開票及び選挙会は、理事会の指定した場所で開く。

2. 理事長は、あらかじめ開票及び選挙会の場所及び日時を、それぞれ公告しなければならない。

(開票)

第40条 選挙長は投票立会人とともに、投票箱を開き、各投票所の投票を混同して投票を点検しなければならない。

(投票の点検)

第41条 選挙長は、前条の規定による投票を点検する場合において、選挙立会人とともに、投票の総数を計算して、投票した選挙人の総数と比較しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第42条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当たっては、第43条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第43条 次の投票は無効とする。ただし、第2号については、選挙が議員の任期の満了前に行なわれる場合においては、有効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 現に組合会の議員の職にある者の氏名を記載したもの。
- (3) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの。
- (4) 投票中に2人以上の氏名を記載したもの。
- (5) 被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの。
- (6) 議員候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職場における地位、居住又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- (7) 郵便による投票の場合には、その投票をすることのできる時刻におくれて到着したものの。
- (8) 議員候補者の氏名を自書しないもの。
- (9) 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)

第44条 同一の氏名、氏又は名の議員候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前条第9号の規定にかかわらず、有効とする。

2. 前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(得票数の計算)

第45条 選挙長は、投票の点検の結果により、選挙立会人とともに同一の議員候補者の得票数を計算しなければならない。

(得票数の朗読)

第46条 選挙長は、前条の計算が終わったときは、各議員候補者の得票数を朗読しなければならない。

(選挙会の参観)

第47条 選挙人は、選挙会の参観を求めることができる。ただし、開票開始前はこの限りではない。

(選挙会場の取締り)

第48条 第33条及び第34条の規定は、選挙会場の取締りについて、準用する。

(選挙録その他の関係書類の保存)

第49条 選挙長は、選挙事務が終わったときは、投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、投票立会人とともに封印をし、投票録および選挙録並びに選挙人に関する書類とあわせて、理事長に送致しなければならない。

2. 前項の選挙録その他の関係書類は、事務所において、当該選挙にかかる議員の任期間保存しなければならない。

(選挙録の様式)

第50条 選挙録は、別記第7号様式により調製しなければならない。

第7章 当選人

(同点者の当選人)

第51条 規約第11条の規定により当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定める。

(繰上当選)

第52条 当選者が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき又は死亡者であったときは、直ちに選挙会を開き規約第11条第1項、ただし書の得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

(無投票当選)

第53条 規約第8条第1項のただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に通知しなければならない。

2. 理事長は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。
3. 第1項の場合において、選挙長は、議員候補者を当選人と定めなければならない。

(当選人の報告、告知及び公告)

第54条 当選人が決まったときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名、所属事業所名及び得票総数を、理事長に報告しなければならない。

2. 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び所属事業所名を公告しなければならない。
3. 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から5日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。

(当選人がない場合の報告及び公告)

第55条 当選人がないとき又は当選人がその選挙区の議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

2. 前項の報告があったときは、理事長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

第8章 特別選挙

(再選挙)

第56条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合においては、理事会は、当該選挙の日から1月以内に選挙期日を定めて再選挙を行なわせなければならない。

(繰上補充)

第57条 議員に欠員が生じた場合において、規約第11条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかった者があるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

(補欠選挙及び増員選挙)

第58条 議員の欠員について、前条の規定により当選人を定めることができるときを除く外、理事会は、選挙の期日を定めて、補欠選挙を行なわせなければならない。

2. 議員の定数の増員の場合においては、理事会は、選挙の期日を定めて増員選挙を行なわせなければならない。

(当選無効)

第59条 前条第1項の規定は当選人の当選が無効となった場合に、これを準用する。

第9章 報酬補償

(選挙事務従事者の報酬補償)

第60条 第11条の各号に掲げた者が選挙事務に従事することによって平常の業務に対する報酬を受けることができない場合は、その受けることができなかった額に相当する額は、これを組合から補償することができる。

附 則 (令和6年7月24日議決)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

別記第2号様式（組合会議員候補者届出様式）

令和 年 月 日

サンデン健康保険組合

選挙長

殿

（組合会議員候補者）

氏

名

⑩

サンデン健康保険組合 組合会議員立候補届

（令和 年 月 日執行）

下記のとおり別紙推薦届を添付して立候補の届出をします。

記

候補者氏名		性別	男・女
事業所及び職場		役職	
被保険者の 資格取得年月日	昭和 平成 年 月 日 令和	保険証の 記号番号	

生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	備 考	
---------	----------------	-----	--

(組合会議員候補者推薦様式)

令和 年 月 日

サンデン健康保険組合
選挙長 殿

サンデン健康保険組合 組合会議員候補者推薦届
(令和 年 月 日執行)

候補者 氏名		所属 事業所	
-----------	--	-----------	--

上記の者を組合会議員候補者として推薦します。

推 薦 届 出 者			
氏名		所属 事業所	

別記第3号様式（候補者辞退届様式）

令和 年 月 日 執行

サンデン健康保険組合 組合会議員

議員候補者辞退届

候補者 氏名		所属 事業所	
立候補届出 年月日			
事由			

上記のとおり辞退届出をします。

令和 年 月 日

候補者氏名

⑩

サンデン健康保険組合
選挙長

殿

別記第4号様式（郵便投票用封筒様式）

表

□□□-□□□□

郵便投票

選挙人
(氏名)

第 投票区

裏

別記第 5 号様式（組合会議員選挙投票用紙様式）

（裏）

	候補者 氏名	

（表）

	サンデン健康保険組合 組合会議員選挙投票	
	組合印	

別記第 6 号様式（投票録様式）

令和 年 月 日 執行					第 投票所	
サンデン健康保険組合 組合会議員選挙 投票録 （選挙会場投票所）						
1. 投票所設置場所						
2. 投票立会人		所属事業所	氏 名	選任年月日	参会時刻又は 欠席の事実	
3. 投票所開閉時刻		開 始 時 分		閉 鎖 時 分		
4. 投票の状況		選挙人名簿搭載者	投票者	投票率		
		人	人	%		
5. 投票所で投票拒否と 決定した者		氏 名	所属事業所	事 由		
6. 投票事務専従者		氏 名	所属事業所	役 職 名		

令和 年 月 日

この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙長

印

選挙立会人

印

選挙立会人

印

別記第7号様式（投票選挙選挙録様式）

令和 年 月 日 執行				
サンデン健康保険組合 組合会議員選挙 選挙録				
1. 選挙会場設置場所				
2. 選挙立会人	所属事業所	氏名	選任年月日	参会時刻又は欠席の事実
3. 選挙会場開閉時刻	選挙会場開閉時刻	開始 時 分	閉鎖 時 分	
	投票事務開閉時刻	開始 時 分	閉鎖 時 分	
	選挙会事務開閉時刻	開始 時 分	閉鎖 時 分	
4. 投票の状況	選挙人名簿搭載者 人	(イ)投票所に来て自ら投票した者 人 投票した者 人 (ロ)郵便で投票し受理された者 人	(イ)投票所に来て自ら投票した者 人内 (ロ)郵便で投票し受理された者 人	投票率 %
(1) 投票事務閉鎖の時刻までに到着した郵便投票	総数 票	選挙長が受理と決定したもの 票	選挙長が不受理と決定したもの 票	
(2) 選挙会場で投票拒否と決定したものの	氏名	所属事業所	事由	
5. 選挙の結果				
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票	無効投票	投票総数に対する有効投票率
	票	票	票	%
(2) 選挙執行規程第43条の無効投票の内訳	第1号該当票	第2号該当票	第3号該当票	第4号該当票
	票	票	票	票
	第6号該当票	第7号該当票	第8号該当票	第9号該当票
	票	票	票	票
				備考

(3) 互選議員定数及び規約第11条の得票数	互選議員定数 人 得票数 票			
(4) 候補者の得票数	氏名	立候補届出年月日	得票数	当選人となる資格の有無(事由)
			票	
(5) 当選又は再選挙の決定	(イ) 当選と決定	当選人氏名		所属事業所
	(ロ) 再選挙と決定	当選人が議員定数に充たない事由		
(6) 選挙会事務従事者	氏名	所属事業所	役職名	
令和 年 月 日 この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。 <div style="text-align: right;"> 選挙長 ㊟ 選挙立会人 ㊟ 選挙立会人 ㊟ </div>				

(無投票選挙 選挙録様式)

令和 年 月 日 執行				
サンデン健康保険組合 組合会議員選挙 選挙録				
1. 選挙会場設置場所				
2. 選挙立会人	所属事業所	氏名	選任年月日	参会時刻又は欠席の事実
3. 選挙会開閉時刻 開始 時 分 閉鎖 時 分				
4. 無投票の事由	互選議員定数	立候補届出者 人	選挙執行規程第 53 条 の公告年月日 令和 年 月 日	
		立候補辞退者 人		
	選挙当日の候補者 人			

5. 当選又は再選挙の決定	当選と決定	当選人氏名	所属事業所	
	再選挙と決定	候補者が当選人となる資格のない事由および氏名		
氏名			事由	
6. 選挙会事務従事者	氏名	所属事業所	役職名	
<p>令和 年 月 日</p> <p>この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。</p> <p style="text-align: right;">選挙長 ㊟</p> <p style="text-align: right;">選挙立会人 ㊟</p> <p style="text-align: right;">選挙立会人 ㊟</p>				

健康保險組合会會議規程

サンデン健康保険組合

健康保険組合会会議規程

第1章 総則

第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。

第2条 議員の席次は、議長の定めるところによる。

2. 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。

3. 議員の定数が増加したため、選定又は選挙した議員の席次は、議長の定めるところによる。

第3条 会期を定めて召集した会議の場合には、議長は次の会議日程及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。

2. 会議日程に定めた議案について、当日開議することができないとき、又はその議案の審議が終わらないときは、議長はさらに会議日程を定め、これを会議に報告しなければならない。

第4条 この規則に関する疑義、その他会議中議題外に起こった事項は、議長がこれを決する。

ただし、議長が重要であると認める事項は、会議に諮りこれを決することができる。

第5条 議員の着席は、議長の合図による。

第6条 議案又は報告書は、開議の前に議長が議員にこれを配布しなければならない。

第7条 議長は、会議を開くときは、開議の旨を宣告しなければならない。

2. 議案又は報告書は、議長が付議する。

第8条 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にで

きるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

第2章 動議及び建議

第9条 動議は、出席議員の過半数以上賛成者がなくては、これを議題としない。

第10条 建議案を提出しようとするときは、3人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは議長の許可を受けて議場において、これを述べることができる。

第11条 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなければ、これを撤回することができない。

第12条 議題となった動議又は建議で否決されたものは、その会期中は再びこれを提出することができない。

第3章 発言及び討議

第13条 議長が開議を宣告しない間は、議員は議案について発言することができない。

第14条 議員は、発言しようとするときは、起立して議長と呼び、自己の氏名又は席次番号を告げ、議長の許可を受けなければならない。

2. 2人以上同じに発言を求めるときは、議長はその1人を指名して発言させなければならない。

3. 前項の場合においては、議員の発言の前後について、異議を申し立てることができない。

第15条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。

第16条 討論は、議題外にわたってはできない。

2. 議員の討論が、冗長にわたり又は不必要の論議と認められるときは、議長はこれを制止することができる。

第4章 採決

第 17 条 否決の動議は、修正動議に先だち採決しなければならない。

第 18 条 修正の動議は、原案に先だち採決しなければならない。

2. 同一の議題につき、修正の動議が数件提出されたときは、議長は、原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。

第 19 条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。

第 20 条 議長は、採決をしようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。

2. 前項の宣告をした後は、その議題については、議員は発言をすることができない。

第 21 条 会議に列席する議員は、採決すべき議題につき、可否を表明しなければならない。

第 22 条 表決の方法は、挙手による。ただし、議長の意見により他の方法を用いることができる。

第 23 条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。

第 5 章 秩序

第 24 条 議員は、招集に応ずることができず又は招集に応じたが、会議に出席することができないときは、定刻前にその事由を書面で議長に届出なければならない。

第 25 条 議員は、会議中私語その他議事を妨げる言動をしてはならない。

第 26 条 議員は、会議中無礼な語を用いたり又は他人の一身上にわたる討論をしてはならない。

第 27 条 会議中、この規則に違反し、その他議場の秩序をみだす議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、当日の会議の終わるまで発言を禁止し又は議場外に退去を命ずることができる。

第 28 条 議場が喧騒となり、整理しがたいときは、議長は当日の会議を中止し又はこれを閉じることができる。

第6章 傍聴

第29条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、身分証を受付係に提示して、入場しなければならない。

第30条 傍聴人は、静粛を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり又は談話をしたり若しくは喧騒にわたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。

2. 前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、退場させることができる。

第31条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

第32条 傍聴人は、前2条に定めたもののほか、すべて議長その他係員の指揮にしたがわなければならない。

附 則（令和6年7月24日議決）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

高額医療費資金貸付規程

サンデン健康保険組合

高額医療費資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、健康保険法（以下「法」という。）第115条の規定による高額療養費とサンデン健康保険組合理約の規定による一部負担還元金、家族療養付加金、合算高額療養付加金のいずれか（以下「高額療養費等」という。）の支給を受けることが見込まれる者に対し、高額療養費等の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸付けることにより、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、サンデン健康保険組合の被保険者であって高額療養費等の支給を受ける見込みがあり、かつ、その高額療養費等の支給の対象となる月分に係る療養に要する費用について医療機関等から請求を受けた者又はその費用を支払った者とする。ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について公費負担がある場合を除く。

(貸付額)

第3条 資金の貸付額は、高額療養費支給見込額と一部負担還元金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金のいずれかの支給見込額の合計額の100分の80とする。ただし、算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は貸付けない。

(貸付利息)

第4条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、高額医療費資金貸付申込書（様式第1）に次の書類を添付し、サンデン健康保険組合に提出しなければならない。

- (1) 医療機関等からの療養に要する費用の内訳のある請求書または領収証
- (2) 申込者が市町村民税を課されない者又は生活保護法の要保護者であるときはその旨が明らかになる書類

(資金貸付の決定等)

第6条 理事長は、申込書を受理したときは、速やかに審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

- 2 理事長は、貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、高額医療費資金貸付（可否）決定通知書（様式第2）により、申込者に通知するものとする。
- 3 申込者は、高額医療費資金貸付決定通知書を受領したときは、当該貸付けに係る借用証（様式第3）を理事長に対し提出するものとする。

（貸付の方法）

第7条 貸付金の貸付方法は、金融機関（銀行又は郵便局）への振込みとする。

（貸付期間等）

第8条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額療養費等が支給される日までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高額療養費等の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、理事長の指定する日までとする。

（即時償還）

第9条 理事長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、直ちに償還させるものとする。

（高額療養費が不支給となった場合の取扱い）

第10条 理事長は、当該貸付金に係る高額療養費が不支給となったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。

（領収証等の交付）

第11条 理事長は、貸付金の全額が償還されたときは、借受人に対し、当該貸付金に係る領収証を交付するとともに、借用証を返還するものとする。

附 則 （令和6年7月24日議決）

この規程は、令和6年8月1日から施行し、令和6年8月診療分から適用する。

出産費資金貸付規程

サンデン健康保険組合

出産費資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、健康保険法（以下「法」という。）第101条の規定による出産育児一時金または法第114条による家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の支給を受けることが見込まれる者に対し、出産育児一時金等の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を貸し付けることにより、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付を受けることができる者は、サンデン健康保険組合の被保険者であって、出産育児一時金等の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、受取代理制度・直接支払制度を利用する者を除く。

- (1) 出産予定日まで1ヶ月以内の者又は出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者
- (2) 妊娠4ヶ月以上の者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者または妊娠4ヶ月以上の被扶養者を有する者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者

(貸付金額)

第3条 資金の貸付限度額は被保険者の場合、出産育児一時金に出産育児付加金を加えた支給見込額合計の100分の80とする。又、被扶養者の場合、家族出産育児一時金に家族出産育児付加金を加えた支給見込額合計の100分の80とする。

(貸付の方法)

第4条 貸付金の貸付方法は、金融機関（銀行又は郵便局）への振込みとする。

(貸付期間等)

第5条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る出産育児一時金等が支給される日までの間とする。

(貸付金の利息)

第6条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

第7条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、出産費資金貸付申込書（様式第1）に次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、サンデン健康保険組合に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に掲げる者 母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳（以下単に「母子健康手帳」という。）の写しその他出産予定日まで1ヶ月以内であることを証明する書類

(2) 第2条第2号に掲げる者 母子健康手帳の写しその他妊娠4ヶ月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳のある請求書又は領収証

（資金貸付の決定等）

第8条 理事長は、申請書を受理したときは、すみやかに審査し、貸付けの可否及び貸付金額を決定しなければならない。

2 理事長は、貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、貸付申込者が指定した金融機関の口座に貸付金を振り込むとともに、出産費資金貸付可否決定通知書（様式第2）により、申込者に通知するものとする。

3 申込者は、出産費資金貸付決定通知書を受領したときは、当該貸付けに係る借用証（様式第3）を理事長に対し提出するものとする。

（貸付金の精算等）

第9条 貸付申込者は、出産育児一時金等の受領を健康保険組合の理事長に委任するものとする。

2 貸付金の返済は、健康保険組合の理事長が代理受領した出産育児一時金等を充当して行う。

3 理事長が代理受領した出産育児一時金等の額のうち貸付金額を上回る額については、当該上回る額を申込者が指定した金融機関の口座に振り込むとともに、出産費資金貸付金返済完了・精算金支払通知書、出産育児一時金等支給決定通知書及び申込者へ返戻すべき借用証を申込者へ送付する。

（届出事項）

第10条 貸付申込者は、貸付申込みを行った後貸付金の返済が完了するまでの間に次の各号に該当する場合は、別に定める届出をサンデン健康保険組合に提出しなければならない。

(1) 住所・氏名の変更

(2) 口座の変更

(3) 被保険者資格の喪失

（即時償還）

第11条 理事長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、前条の規定にかかわらず、直ちに償還させるものとする。

(出産育児一時金等が不支給となった場合の取扱い)

第12条 理事長は、当該貸付金に係る出産育児一時金等が不支給になったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。

附 則 (令和6年7月24日議決)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。